

令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務に係る 企画提案競技実施要領

1 目的

「野菜で健康大作戦」の野菜を食べようキャンペーンの一環として、県民に野菜摂取を促す啓発資材を作成する。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務
- (2) 仕様書 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結の日～令和5年9月1日（金）まで
- (4) 委託料の上限 1,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格及び方法

本企画提案競技は、県庁ホームページに掲載して応募を受け付けることとする。

(1) 企画提案競技に参加できる者

参加できる者は、県内に本社若しくは支店又は営業所を有し、青森県の「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」に、営業種目が「W-01（広告・宣伝）」として登載され、同営業種目に係る格付がA又はB等級のもので、次に掲げる条件を全て満たすこと。

ア 過去5年の間に国又は地方公共団体が発注した類似業務の納入実績を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、国及び地方自治体の指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けているものを除く。）でないこと。

オ 宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などの推薦、支持、又は反対する目的の団体でないこと。

カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

キ 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税（複数に支店等を有する場合は、支店等所在地の県税及び市町村税を含む。）を滞納している者でないこと。

(2) 参加方法

企画提案競技への参加の有無について、様式1「参加表明書」により、令和5年6月14日（水）17時までにFAX又は電子メールにより送付する。

4 企画提案書等の提出について

下記について令和5年6月19日（月）17時までに7部提出すること（持参又は郵送（郵送の場合は必着））。提出内容は、下記のとおりとする。

(1) 事業者概要書（様式2）

応募者の概要が分かる資料（会社案内等）を添付すること。

(2) 企画提案書

- ア 業務実施体制
- イ 作成に当たっての考え方
- ウ 啓発資材（ポスター、のぼり、スイングPOP）のラフ案
※「野菜で健康大作戦」のロゴを取り入れること。
- エ 業務実施スケジュール
- オ 業務実績
- カ その他、提案者が必要と考える資料

(3) 見積書

提案内容の実現のために必要な経費を消費税及び地方消費税を含めた額で見積もること。

5 企画提案競技の実施方法

(1) 実施方法

- ア 審査方法は、提出された企画提案書による書面審査とする。
- イ 提出された企画提案書について、青森県農林水産部食の安全・安心推進課長が別に定める審査基準に基づき、関係課職員に加え県職員以外の有識者が審査を行う。
- ウ 最も優れた提案と認められた事業者を契約候補者に選定し、提案内容、契約内容の詳細等を協議の上、受託業者として決定し、別途委託契約を締結する。

(2) 審査基準

契約候補者を選定するための評価項目については、主に下記の要素について評価することとする。

- ア 業務実施体制
- イ 作成に当たっての考え方
- ウ 啓発資材のデザイン
 - ・キャッチコピーは県民を引きつけ、一目でわかりやすく印象的か。
 - ・プラス50gの野菜摂取を効果的に訴えるデザインとなっているか。
 - ・「野菜で健康大作戦」のロゴを取り入れているか。

- エ 業務実施スケジュール
- オ 類似業務等の受託実績
- カ 経費の妥当性
- キ その他

(3) 審査結果の通知

- ア 企画提案競技の結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案競技参加者に速やかに通知する。
- イ 審査内容に関する問合せや審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 質問事項について

企画提案協議に関する質疑は、令和5年6月8日（木）17時までにファクシミリ又はメールで受け付け、令和5年6月12日（月）までに回答する。

7 提案の辞退

参加表明書提出後、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式3）を令和5年6月16日（金）までに提出すること。

8 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 企画提案は、1者につき1点とする。
- (3) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画書等の提案資料は返却しない。
- (4) 企画提案書の差替え、再提出及び記載内容の変更は、原則として認めない。
- (5) 契約保証金は、青森県財務規則第159条（契約保証金）の規定による。

9 問合せ・企画提案書等提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食の安全・安心推進課 企画調整グループ

担当 山本延子

TEL：017-734-9354

FAX：017-734-8086

メール：SANZEN@pref.aomori.lg.jp

(様式1)

【送信先】

県庁 食の安全・安心推進課 山本 宛
FAX 017-734-8086

令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務に係る企画提案競技
参加表明書

令和 年 月 日

青森県農林水産部食の安全・安心推進課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務に関する業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

また、当該企画提案競技への参加に当たり、令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務に係る企画提案競技実施要領「3 参加資格及び方法（1）企画提案競技に参加できる者」の要件を満たしていることを申し立てます。

担当者氏名：
連絡先 電 話：
F A X：
E-mail：

(様式2)

年 月 日

事業者概要書

所在地	本社	〒 電話番号
	支社等	〒 電話番号 ※支社等がない場合は記載不要。支社等がある場合で、県内に所在する場合はその住所等を記載すること。
設立年月日	年 月 日	
従業員数		
資本金	千円	
業務内容		
本業務委託 と同種・類似 の業務実績 (実績を有す る場合は、過 去2年間の 間に国又は 地方自治体 から受託し た業務に限 る。)	○業務名 ○業務概要 ○発注者 ○契約金額 ○履行期間	
	○業務名 ○業務概要 ○発注者 ○契約金額 ○履行期間	

※その他、応募者の概要が分かる資料があれば添付すること（会社案内等）

(様式3)

参加辞退届

令和 年 月 日

青森県農林水産部食の安全・安心推進課長 殿

住 所

名 称

代表者名

令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務について、令和 年 月 日付けで参加表明書を提出したところですが、企画提案競技実施要領を検討した結果、当該企画提案競技の参加を辞退することとしたので、届け出ます。

担当者氏名：

連絡先 電 話：

F A X：

E-mail：